

平成23年度

林業関係補助事業の要望調査を行います

平成23年度における林業関係補助事業の実施要望を左記の要件等で調査いたします。

要望がある方は、林業水産課または各総合支所地域産業課までご連絡ください。

ただし、申し込み箇所すべてが要望に沿えるものではないことをご了承ください。

林道舗装工事 補助事業(市単独)



3戸以上で構成された協業体が所有する既設の林業作業道等(利用幅員が2〜3m)の整備(コンクリート舗装、補修等)に要する経費に補助します。

補助率は、設計額(補助対象経費)の45%以内です。設計額は20万円以上〜200万円以下で、上限を超える事業費については全額自己負担となります。

椎茸生産基盤 整備総合対策事業



①低コスト簡易作業路緊急整備事業

業(簡易作業路開設)

3戸以上で構成された協業体が、椎茸の原木や竹材等の搬出や椎茸ほだ場の造成・管理にかかる簡易作業路を開設(幅員2m、延長100m以上)する場合、500円/mを補助します。(精算払)

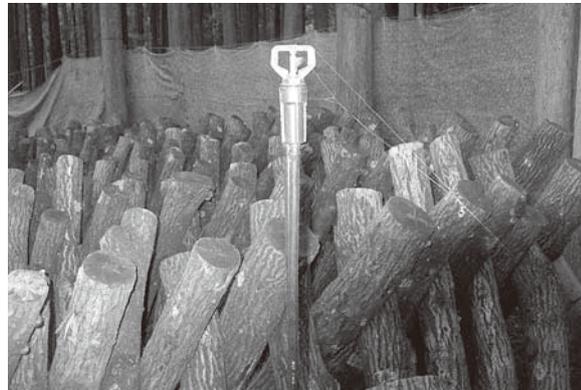


△簡易作業路

②生産基盤高度化緊急対策事業 (椎茸生産施設)

乾椎茸生産者(個人)、または3戸以上で構成された協業体が、椎茸生産施設(人工ほだ場、散水施設、ハウス、暖房機、保冷庫等)を設置

する場合、事業費の3/4、もしくは1/2を補助します。(施設や要件により補助率が異なります。)



△散水施設

しいたけ生産 新規参入支援事業



椎茸生産への新規参入者(参入5年未満で65歳未満)や法人(参入5年未満で定款に椎茸生産事業(明記)に対して、生産資材(乾燥機、林内作業車等)のリース経費の1/2を補助します。(新規参入

者は上限100万円、法人は上限500万円)



△林内作業車

おおいた竹林再生事業



構成員3戸以上の協業体が、荒廃竹林において生産性の高い竹林へ誘導するための伐竹整備事業です。伐竹整備に要する経費の3/4を補助します。

有害鳥獣(イノシシ・シカ等) 被害防止対策事業



①平成23年度有害鳥獣被害防止対策事業について、予算資料とするため、金網柵・電気柵・防護柵(シ